

平成 29 年 3 月 24 日

新潟市中央区自治協議会
会 長 豊嶋 直美 様

新潟市中央区自治協議会
人にやさしい暮らしのまち部会
座 長 田村 勝義

『災害時（地震・津波等）における「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」つくりの手引き（調査報告）』の提出について

標記の件について、別添のとおり作成いたしましたので、提出いたします。

災害時（地震・津波等）における
「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」
づくりの手引き（調査報告）

- 「自助」 自分の命は自分で守りましょう
- 「共助」 地域はみんなでささえあいましょう
- 「公助」 市（区）役所もお手伝いをします

平成29年3月

中央区自治協議会

人にやさしい暮らしのまち部会

はじめに

新潟市中央区自治協議会「人にやさしい暮らしのまち部会」では、「地域コミュニティを活性化する手段としての防災活動」について、「自助」、「共助」、「公助」を2ヶ年事業としてスタートしました。

平成28年度は「共助」、「公助」をテーマに、災害時（地震・津波等）における支援体制構築のため、中央区内の全自治・町内会を対象としアンケート調査を実施しました。

調査結果を基に、市（区）発行の『地域で共に助け合う災害時要援護者申請・登録制度のお知らせ』と『災害時要援護者避難支援マニュアル（平成26年4月版）』を参考に、より簡易的に災害時の支援体制が構築できるよう「手引き」を作成し、当部会として、各自治・町内会へ提案・発信させていただきました。

やれることから始め、1つでも多くの自治・町内会で「災害時の支援体制」が構築できるよう願ってやみません。

目 次

I	『災害時の自治・町内会における「安否確認」に関する調査』結果と分析について	
1	調査の概要	1 ページ
2	調査結果と分析について	
2-1	全体の調査結果と分析	2～9 ページ
2-2	資料未配布自治・町内会の調査結果と分析	10～14 ページ
II	災害時（地震・津波等）における「安否確認」「避難所までの搬送」 「緊急連絡網」づくりの手引きについて	
1	災害時（地震・津波等）における手引きづくりの基本要件	15 ページ
2	災害時（地震・津波等）における「安否確認」 「避難所までの搬送」「緊急連絡網」づくりのポイント	16 ページ
3	体制図	17～18 ページ
III	公助	19～20 ページ
IV	総括とまとめ	
1	分析の総括	21 ページ
2	まとめ	22 ページ

I 『災害時の自治・町内会における 「安否確認」に関する調査』結果と分析について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

災害時（地震・津波等）における「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」

づくりの手引き作成のための基礎資料とするため

(2) 調査期間 平成28年9月23日（金）から平成28年10月7日（金）までの2週間

(3) 調査対象 中央区内の全自治・町内会長

(4) 調査方法 全自治・町内会長あて郵送にて配布・回収

(5) 調査対象件数 上記512団体（平成28年8月31日現在）

(6) 回答数 379団体

(7) 回収率 74.0%

2-1 全体の調査結果と分析について

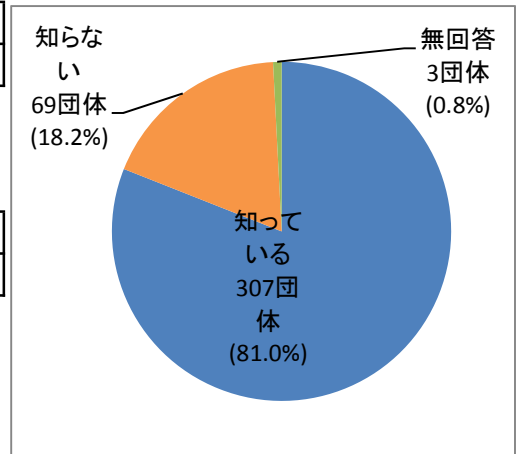
(1) 「災害時要援護者申請・登録制度」の存在について

質問1 新潟市の「災害時要援護者申請・登録制度」があることをご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
307	69	3	379
(81.0%)	(18.2%)	(0.8%)	

(参考) 『災害時要援護者名簿』が配布されている団体での集計

知っている	知らない	無回答	合計
290	36	3	329
(88.2%)	(10.9%)	(0.9%)	

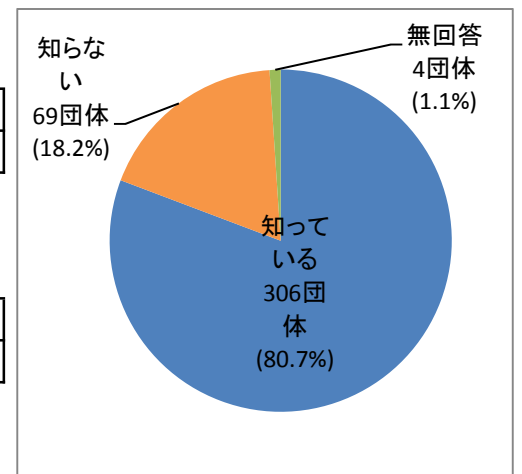


質問2 「災害時要援護者申請・登録制度」に基づき、市（中央区）から送付される『災害時要援護者名簿』をご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
306	69	4	379
(80.7%)	(18.2%)	(1.1%)	

(参考) 『災害時要援護者名簿』が配布されている団体での集計

知っている	知らない	無回答	合計
295	31	3	329
(89.7%)	(9.4%)	(0.9%)	



分析

質問1、2は、「災害時要援護者申請・登録制度」及び同制度に基づき送付される『災害時要援護者名簿』の認知度を尋ねる質問。どちらも認知度は、80%を超えており、高い認知度である。

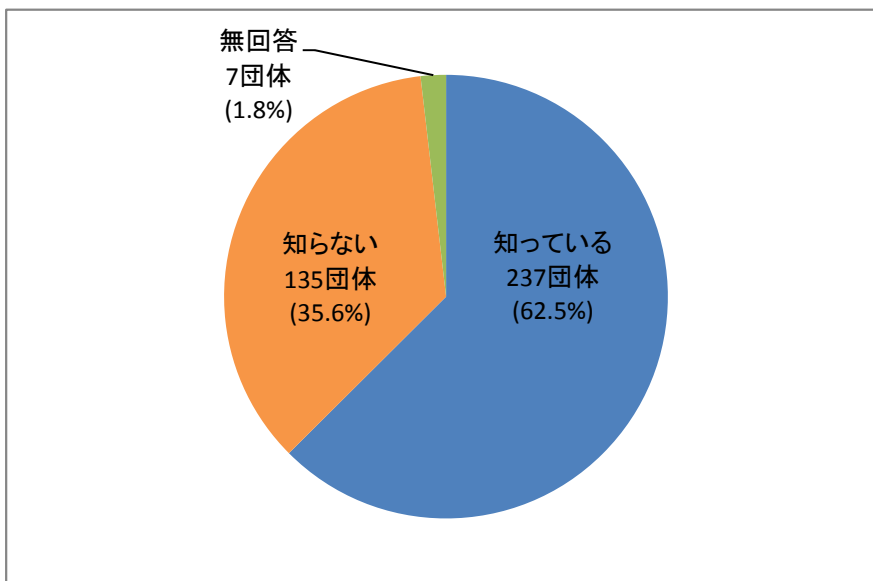
要援護者名簿を受け取っている団体でも、約10%程度が「災害時要援護者申請・登録制度」、「災害時要援護者名簿」の存在を知らない結果となった。

質問3 「災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）」があることをご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
237	135	7	379
(62.5%)	(35.6%)	(1.8%)	

(参考) 『災害時要援護者名簿』が配布されている団体での集計

知っている	知らない	無回答	合計
228	96	5	329
(69.3%)	(29.2%)	(1.5%)	



分析

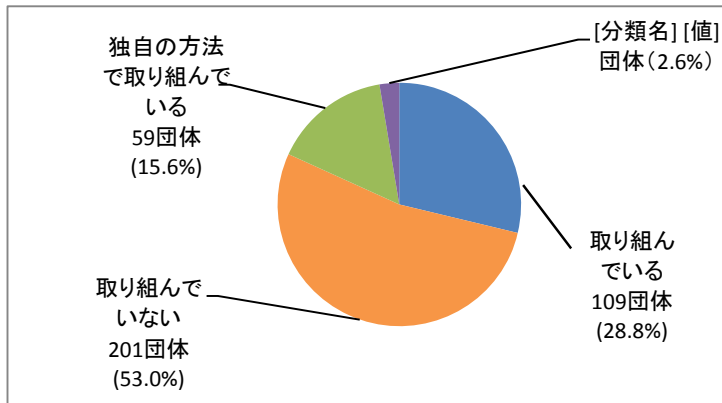
『災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）』の存在を知っているのは、質問1, 2の「災害時要援護者申請・登録制度」の81%を超える認知度と比べると63%と少ない。

問1, 2, 3をとおして、『災害時要援護者名簿』が配布されているにも関わらず、「災害時要援護者申請・登録制度」, 『災害時要援護者名簿』および『災害時要援護者支援マニュアル』を知らない団体があることが気にかかる。この原因として想定されるのが、自治・町内会（自主防災組織）の役員交代時の資料引継ぎがなされていないことや、資料の紛失が考えられる。

(2) 「安否確認」の取り組み状況について

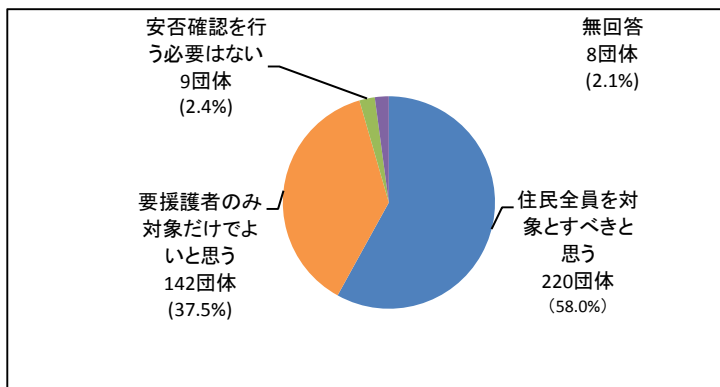
質問4 「災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）」に沿って要援護者を対象に安否確認（連絡）体制をつくり、取り組んでいますか？

取り組んでいる	取り組んでいない	独自の方法で取り組んでいる	無回答	合計
109 (28.8%)	201 (53.0%)	59 (15.6%)	10 (2.6%)	379



質問5 災害時において、安否確認は自治・町内会住民全員を対象とすべきだと思いますか？それとも要援護者だけでよいと思いますか？

住民全員を対象とすべきと思う	要援護者のみ対象だけでよいと思う	安否確認を行う必要はない	無回答	合計
220 (58.0%)	142 (37.5%)	9 (2.4%)	8 (2.1%)	379



分析

質問4について、「マニュアルに沿って取り組んでいる」は109（29%）、「独自の方法で取り組んでいる」59（16%）で、あわせても168（44%）に留まっている。

質問5については、「住民全員を対象とすべきと思う」が58%と多い反面、「要援護者のみの対象だけでよいと思う」と回答した団体が38%におよんだ。

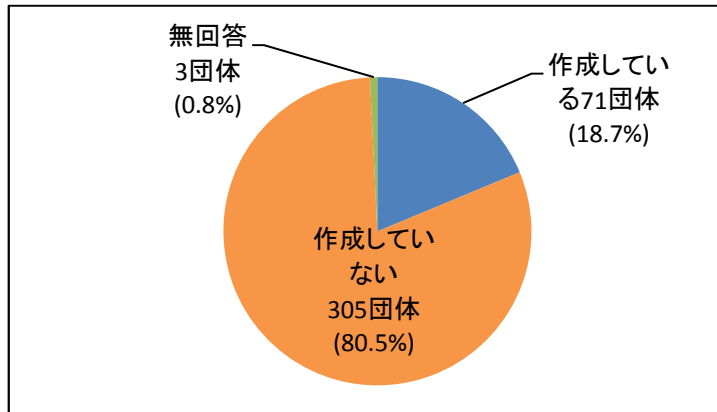
しかし、「安否確認を行う必要はない」と回答した団体は2%に過ぎなかった。

このことは、災害時の不安が大きく、「安否確認」が必要であることを物語っている。

(3) 緊急時の連絡網について

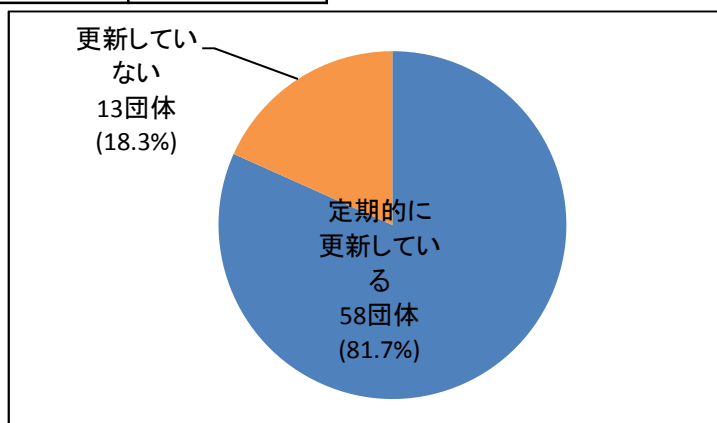
質問6 貴自治・町内会では、自治・町内会全世帯（または全住民）を対象とした緊急時の連絡網を作成していますか？

作成している (→質問7へ)	作成していない (→質問8へ)	無回答	合計
71 (18.7%)	305 (80.5%)	3 (0.8%)	379



質問7 貴自治・町内会では、緊急時の連絡網について、定期的（自治・町内会長、班長が変わるとき、住民が転入・転出したときなど）に更新していますか？

定期的に更新している	更新していない	合計
58 (81.7%)	13 (18.3%)	71



分析

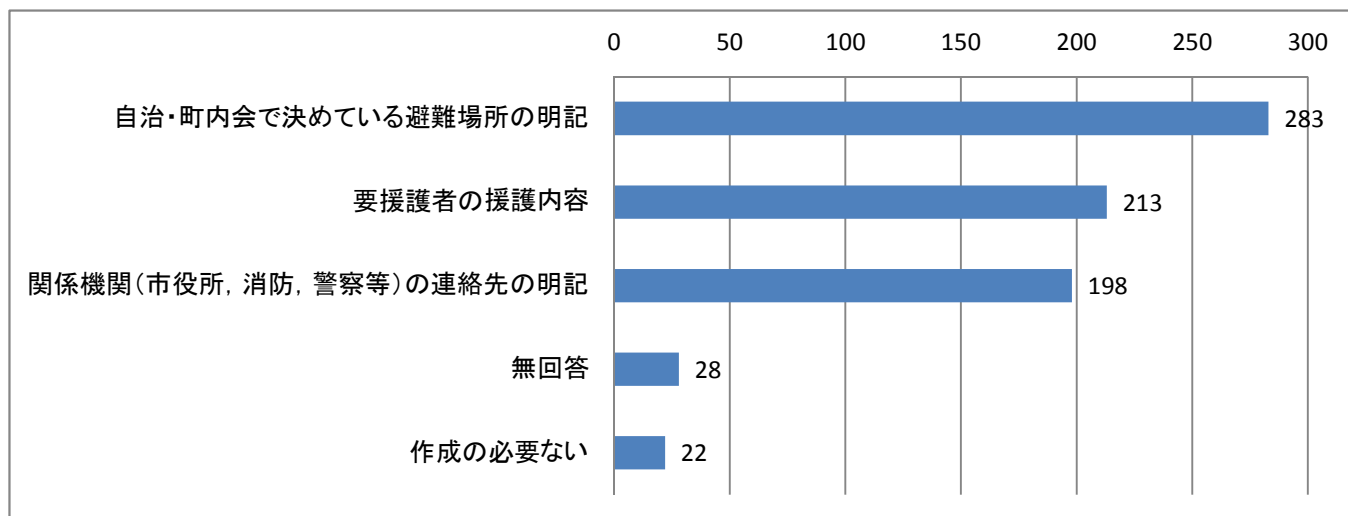
緊急時連絡網を作成している自治・町内会は71（19%）と少ない。しかしながら、作成している自治・町内会においては、定期的に更新していると回答した団体が58（82%）と高く、良く管理されていることが見てとれる。

質問8 緊急連絡網を作成する場合に、どのような項目が必要と思いますか？（複数回答可）

自治・町内会で決めている避難場所の明記	要援護者の援護内容	関係機関（市役所、消防、警察等）の連絡先の明記	作成の必要ない	無回答	合計
283 (38.0%)	213 (28.6%)	198 (26.6%)	22 (3.0%)	28 (3.8%)	744

（参考）緊急連絡網を作成する場合に必要な項目（連絡網の作成の有無別）

	緊急時連絡網を作成している自治・町内会	緊急時連絡網を作成していない自治・町内会	計
避難所の明記	48	235	283
要援護者の援護内容	31	182	213
関係機関の連絡先	24	174	198
作成の必要はない	2	20	22
無回答	18	10	28
計	123	621	744



分析

質問6では、緊急連絡網を作成していない自治・町内会が305団体（81%）と高い割合となっているが、質問8では、「緊急連絡網」を作成する場合に必要な項目の回答が延べ621件にのぼっている。

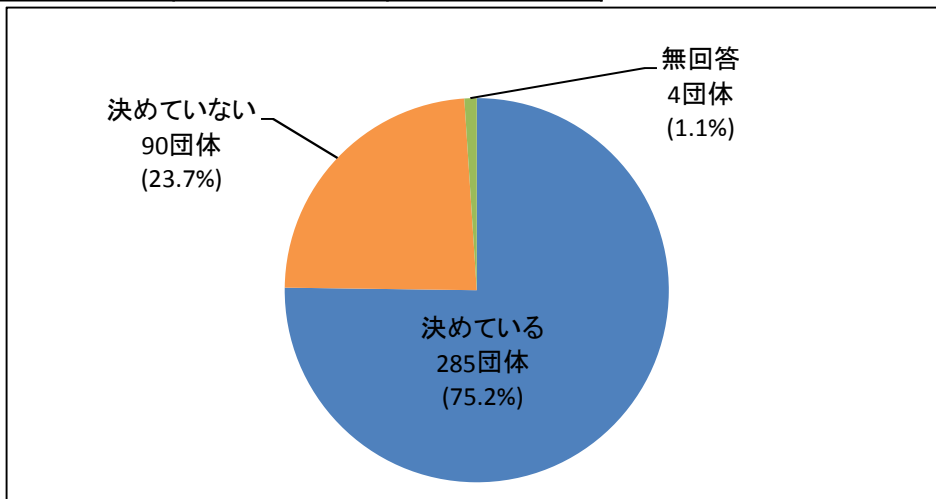
内訳を見ると「避難場所の明記」が235件と多く、次に「要援護者の援護内容」が182件となっている。

このことは災害時に「緊急連絡網」が必要であるという事が見てとれる。

(4) 一時避難場所について

質問9 地震時において自治・町内会（コミ協等で決めている場合も含む。）で一時避難場所を決めていますか？

決めている	決めていない	無回答	合計
285 (75.2%)	90 (23.7%)	4 (1.1%)	379

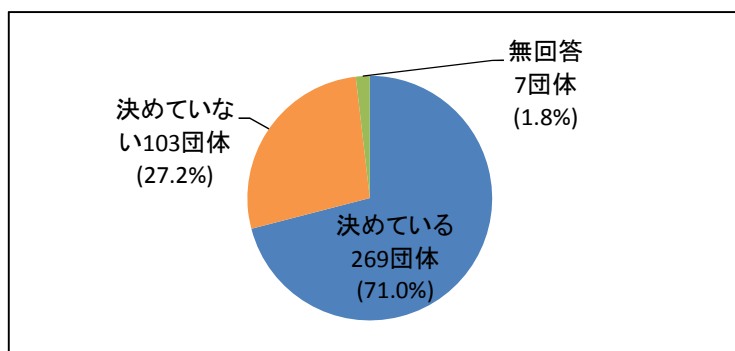


分析

中央区では一時避難場所は19箇所、避難所（地震などによる住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を受け入れ、保護するための施設（市立小中学校、市立高等学校および県立高等学校等））は49箇所指定されているが、自治・町内会もしくはコミ協として決めているところは全体の75%にとどまった。

質問10 地震による津波時において、自治・町内会（コミ協等で決めている場合も含む。）で一時避難場所を決めていますか？

決めている (→質問11へ)	決めていない (→質問12へ)	無回答	合計
269	103	7	379
(71.0%)	(27.2%)	(1.8%)	



分析

質問9の地震に限定した場合と比較すると4%ほど減少している。江南区寄りの沿岸部が接していない地域などで地震時による津波における避難場所を決めていないケースが散見された。

質問11 自治・町内会で決めている（コミ協単位で決めている場合も含む。）津波時の避難場所は、所有者と市で協定を締結していますか？

締結している	締結していない	無回答	合計
155	99	15	269
(57.6%)	(36.8%)	(5.6%)	

※「締結している」には、新潟市の公共施設・公園などを一時避難場所と決めている場合も含む

分析

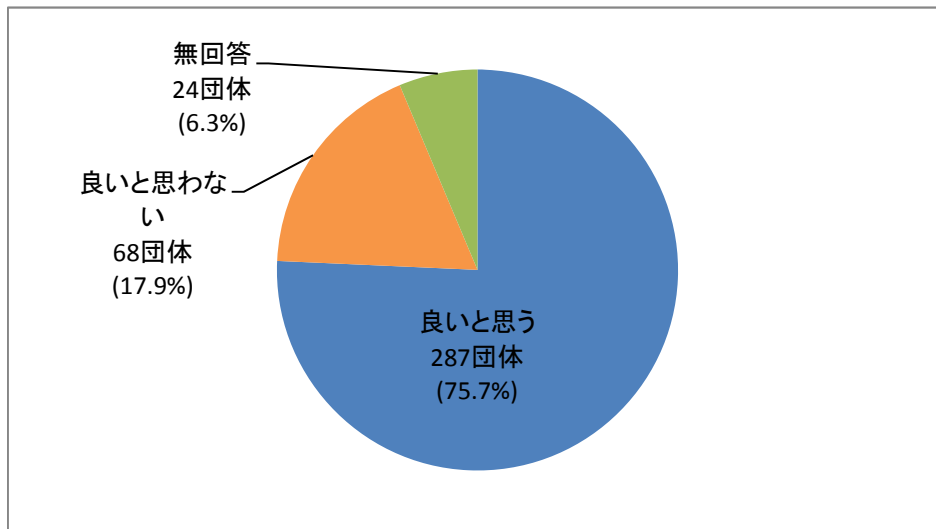
新潟市は、津波被害から市民の生命を守るため、一定の要件（耐震設計、鉄筋3F以上等）を満たす津波浸水区域内の施設を、津波避難ビル・津波避難場所に指定し、民間施設とは「津波時における津波避難ビル（場所）としての使用に関する協定」を締結しているが、協定締結は半数程度にとどまっている。

公共施設・公園以外で自治・町内会もしくはコミ協として決めている避難場所であっても、市が把握していない場合や、器物破損時等の補償対象とならない可能性もある。

(5) その他

質問12 災害時における自治・町内会全員の安否確認の体制構築にあたり、市のマニュアルを補完するような、住民全員の緊急連絡網などがあると良いと思いますか？

良いと思う	良いと思わない	無回答	合計
287	68	24	379
(75.7%)	(17.9%)	(6.3%)	



分析

76%が「良いと思う」と回答しており、市のマニュアルを補完するような緊急連絡網等の必要性を感じている自治・町内会が多い結果となった。

2-2 資料未配布自治・町内会の調査結果と分析

現在、中央区には75の資料未配布自治・町内会が存在する。
資料未配布の75自治・町内会のうち、50の自治・町内会からアンケートの提出をいただいた。
以下は、その50の自治・町内会をほかの自治・町内会と区分し分析を行った。

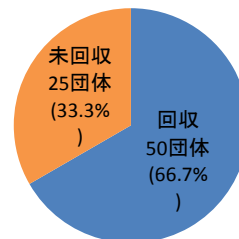
資料未配布自治・町内会とは・・・

自治・町内会において、自主防災組織に未加入、未結成のため、市（区）から「災害時要援護者名簿（個人・一覧）」および、災害時要援護者避難支援マニュアルの配布が受けられない自治・町内会のことをいう。

・アンケート回収状況

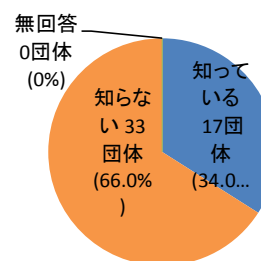
回収	未回収	未配布自治・町内会数
50 (66.7%)	25 (33.3%)	75

75団体は、中央区内の自治・町内会の約15%を占める割合。



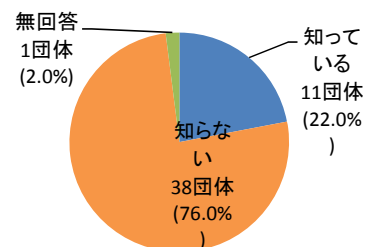
(1) 「災害時要援護者申請・登録制度」の存在について
質問1 新潟市の「災害時要援護者申請・登録制度」があることをご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
17 (34.0%)	33 (66.0%)	0 (0%)	50



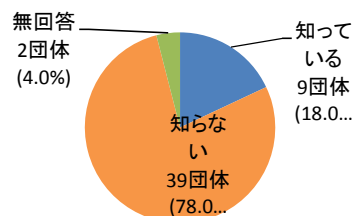
質問2 「災害時要援護者申請・登録制度」に基づき、市（中央区）から送付される「災害時要援護者名簿」をご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
11 (22.0%)	38 (76.0%)	1 (2.0%)	50



質問3 「災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）」があることをご存知ですか？

知っている	知らない	無回答	合計
9 (18.0%)	39 (78.0%)	2 (4.0%)	50



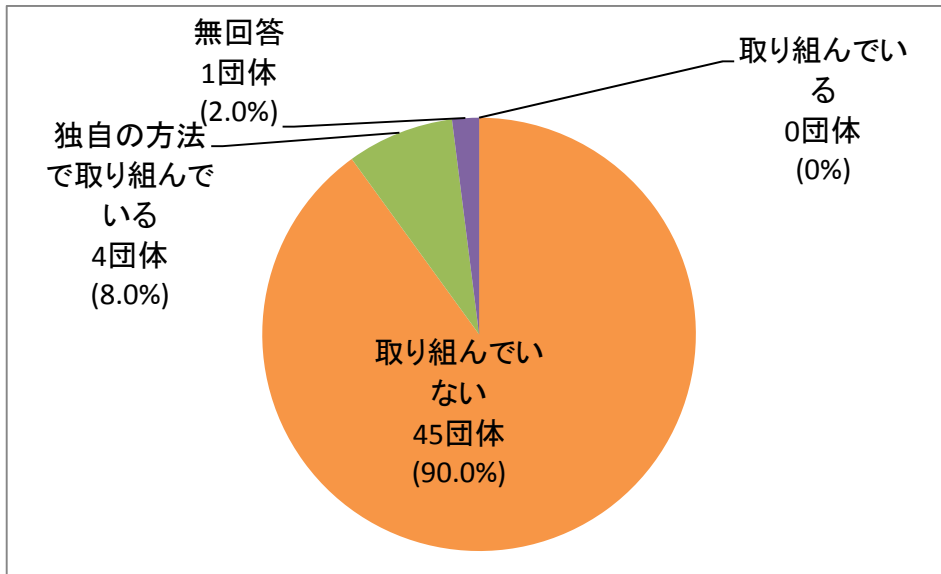
分析

制度および資料の存在を知らないと回答した自治・町内会が質問1から3の合計150問中110（73%）の回答数となった。
もし、この状況で災害が発生した場合、民生委員と自治・町内会の一部の人だけで支援が可能であろうか？大きな不安をおぼえる。
したがって、自主防災組織が未結成であっても“災害時の支援啓発”のためにも資料の配布が必要である。

(2) 「安否確認」の取り組み状況について

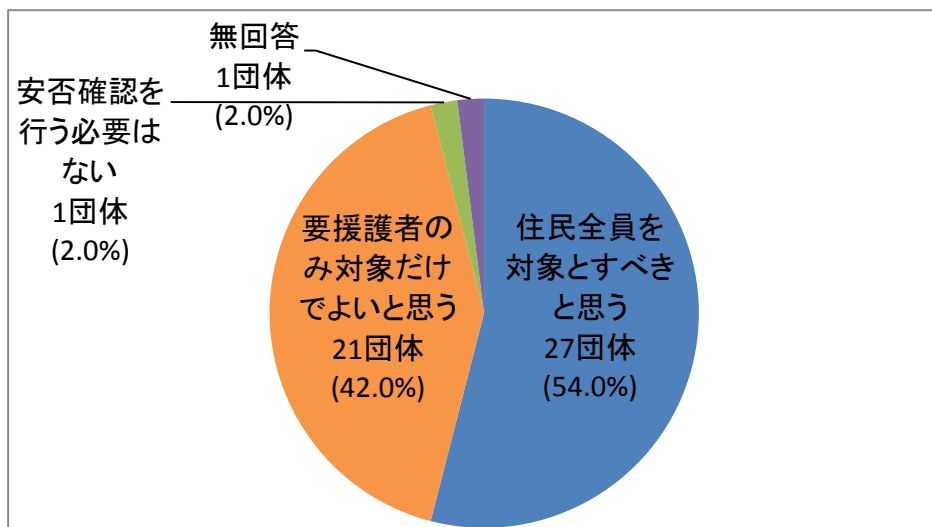
質問4 「災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）」に沿って要援護者を対象に安否確認（連絡）体制をつくり、取り組んでいますか？

取り組んでいる	取り組んでいない	独自の方法で取り組んでいる	無回答	合計
0	45	4	1	50
(0%)	(90.0%)	(8.0%)	(2.0%)	



質問5 災害時において、安否確認は自治・町内会住民全員を対象とすべきだと思いますか？それとも要援護者だけでよいと思いますか？

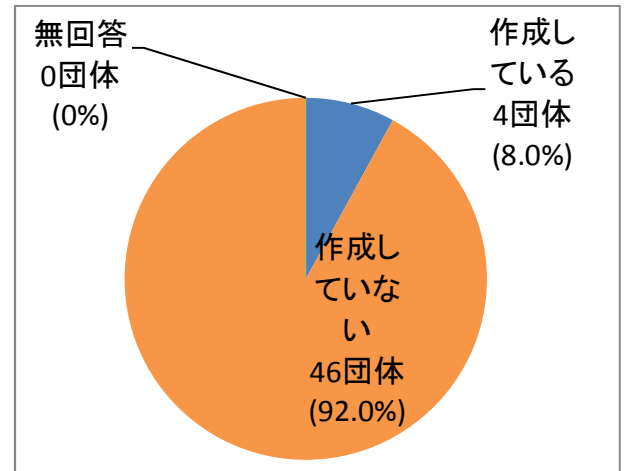
住民全員を対象とすべきと思う	要援護者のみ対象だけでよいと思う	安否確認を行う必要はない	無回答	合計
27	21	1	1	50
(54.0%)	(42.0%)	(2.0%)	(2.0%)	



(3) 緊急時の連絡網について

質問6 貴自治・町内会では、自治・町内会全世帯（または全住民）を対象とした緊急時の連絡網を作成していますか？

作成している (→質問7へ)	作成していない (→質問8へ)	無回答	合計
4 (8.0%)	46 (92.0%)	0 (0%)	50



質問7 貴自治・町内会では、緊急時の連絡網について、定期的（自治・町内会長、班長が変わったとき、住民が転入・転出したときなど）に更新していますか？

定期的に更新している	更新していない	合計
2 (50.0%)	2 (50.0%)	4

質問8 緊急連絡網を作成する場合に、どのような項目が必要と思いますか？（複数回答可）

自治・町内会で決めている避難場所の明記	要援護者の援護内容	関係機関（市役所、消防、警察等）の連絡先の明記	作成の必要ない	合計
39	31	29	1	100

分析

質問4で45（90%）の自治・町内会が要援護者を対象とした「安否確認」に取り組んでいない。

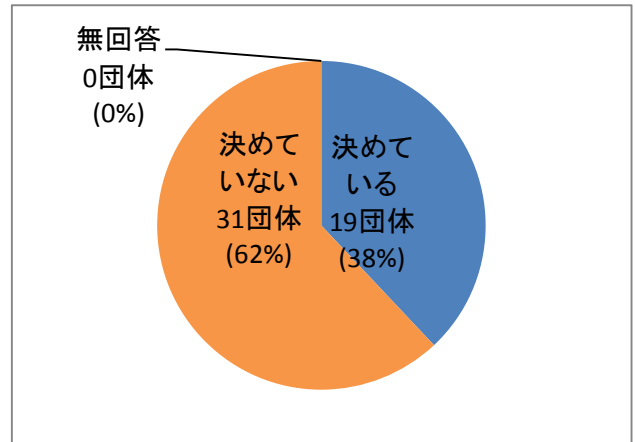
質問6では、緊急連絡網も46（92%）の自治・町内会で未作成であった。しかしながら、質問5を見ると全員を対象とした「安否確認」が必要と回答した自治・町内会が27（54%）、また、質問8では自治・町内会独自の避難場所の明記を希望するが39と多かった。

このことは、とりもなおさず、“災害時の不安が大きく”，“災害時の心構え”が大切であるということを表していると思われる。

(4) 一時避難場所について

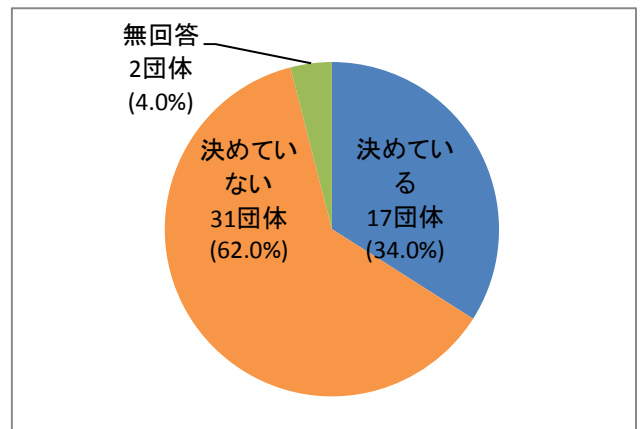
質問9 地震時において自治・町内会（コミ協等で決めている場合も含む。）で一時避難場所を決めていますか？

決めている	決めていない	無回答	合計
19 (38.0%)	31 (62.0%)	0 (0%)	50



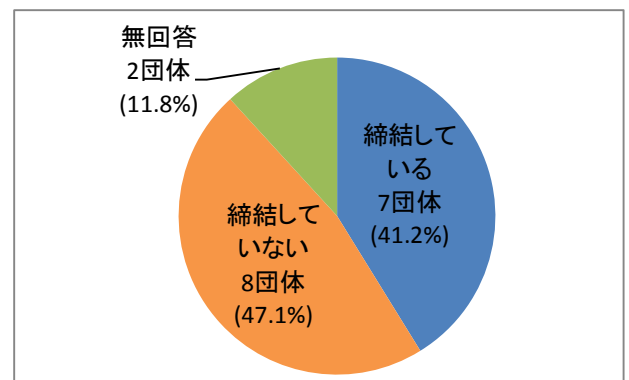
質問10 地震による津波時において、自治・町内会（コミ協等で決めている場合も含む。）で一時避難場所を決めていますか？

決めている (→質問11へ)	決めていない (→質問12へ)	無回答	合計
17 (34.0%)	31 (62.0%)	2 (4.0%)	50



質問11 自治・町内会で決めている（コミ協単位で決めている場合も含む。）津波時の避難場所は、所有者と市で協定を締結していますか？

締結している	締結していない	無回答	合計
7 (41.2%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	17



分析

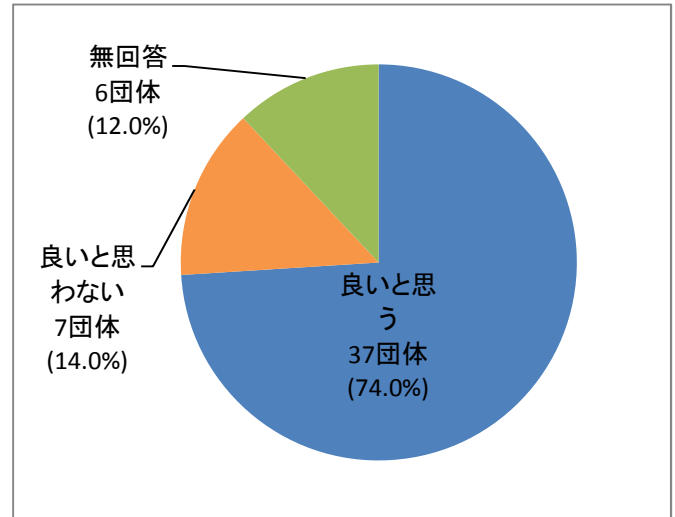
津波に対する一時避難場所を決めていないと回答した自治・町内会が31（62%）と多い反面、自主防災組織が未結成・未加入にも関わらず、一時避難場所を決めていると回答した自治・町内会が17（34%）あったことは特筆すべきことと思う。

しかしながら、所有者と市との協定の有無については、8（47%）の自治・町内会が協定を締結していない。協定の締結が急務である。

(5) その他

質問12 災害時における自治・町内会全員の安否確認の体制構築にあたり、市のマニュアルを補完するような、住民全員の緊急連絡網などがあると良いと思いますか？

良いと思う	良いと思わない	無回答	合計
37	7	6	50
(74.0%)	(14.0%)	(12.0%)	



分析

市のマニュアルを補完する資料があると良いと思うと回答した自治・町内会が37(74%)と多かった。

ただでさえ難しい体制づくりなのに、市(区)からの資料の提供もなく、なお一層体制づくりを困難にしている。

市(区)の資料を提供する事により、民生委員の皆さんともより一層コミュニケーションがはかられ、総合力の発揮が期待できる。

Ⅱ 災害時（地震・津波等）における「安否確認」 「避難所までの搬送」「緊急連絡網」づくりの 手引きについて

1 災害時（地震・津波等）における手引きづくりの基本要件

この手引きは、アンケート調査および分析を参考に、市（区）発行の「災害時要援護者避難支援マニュアル（平成26年4月版）」の補完資料として作成し、各自治・町内会へ提案・発信させていただきました。

（1）災害時要援護者の区分

市（区）から送付される「災害時要援護者名簿（個人名簿・一覧）」の要援護者を次のとおり区分する。

- ① 「安否確認」「情報伝達」を希望される方・・・「安否確認」対象者とする。
- ② 「避難所までの付き添い、搬送」を希望される方・・・「避難所までの搬送等」の対象者とする。

（2）「安否確認」対象者

- ① 自治・町内会全世帯とする。

※ただし、「避難所までの付き添い、搬送」を希望される方は、「避難所までの搬送等」の対象者に入れる。

（3）「安否確認」の担当者と報告

- ① 班長（組長）等が班員の「安否確認」をし、結果を自治・町内会長に報告をする。

（4）「避難所までの搬送等」の担当者と協力者の選任。

- ① 各自治・町内会で担当者を決めてください。
- ② 各班（組）から協力者を募ってください。
- ③ 担当者と協力者で避難所まで搬送してください。

（5）その他

- ① 各自治・町内会の実態にあった体制づくりを検討し、やれることから始めてください。
- ② 会員に異動等があった場合は、からなず班長（組長）および担当者に報告してもらってください。

2 災害時（地震・津波等）における 「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」づくりのポイント

（1）安否確認

- ① 自治・町内会全世帯の「安否確認」を基本としてください。
（ただし、避難所までの搬送者は除いてください。）
- ② 自治・町内会会費徴収名簿および回覧板の順番表等を活用してください。
- ③ 「安否確認」は各班長（組長）から確認をしてもらってください。
- ④ 「安否確認」ができれば、自治・町内会長へ報告をもらってください。

（2）避難所までの搬送

- ① 避難所までの搬送対象者は、要援護者名簿の中で「避難所までの付き添い」、
「搬送を希望する」人としてください。
- ② 支援者は、自治・町内会で相談の上、決定してください。
その場合、援護者は複数とし（正）（副）を区分し、支援を担当してください。
- ③ 支援者だけで対応できない場合があるので、あらかじめ近所の皆さんにも協力（手伝い）を
お願いし協力者として明記できるようにしてください。
- ④ 要援護者のみなさんからも常日頃から近所のみなさんに災害時の支援をお願いして
もらってください。

<共通事項>

- ① あらかじめ安否確認及び避難所までの搬送担当者への指示連絡方法を
決めておいてください。
- ② 安否確認名簿作成にあたっては、プライバシー関連の問題があるので、
皆さんとよく話し合いをし、公開を受諾した人だけを対象としてください。
- ③ 集合住宅等で班員が不明で、自治会費等の徴収業務を管理者（所有者含む）が
一括徴収している場合は、管理者（所有者含む）に「安否確認」を依頼してください。
- ④ かたくなにプライバシーを主張される人には、「支援できないことを説明」し、
支援対象者から除いてください。
- ⑤ 平時に一時避難場所と避難所の区別について良く説明してください。
（自治・町内会で避難場所のマップ作成に努力して、全世帯に徹底してください。）
- ⑥ 「安否確認」、「避難所までの搬送」は、災害がおさまってから活動することを
良く説明してください。
- ⑦ 一時避難場所へは要援護者自身でも行けるように、普段から伝えてください。
- ⑧ 災害時に緊急連絡網として活用してください。

注1 自治・町内会長退任の際は、市（区）から配布された「災害時要援護者名簿（個人名簿・
一覧）」および「災害時要援護者支援避難マニュアル」を次期自治・町内会長に
必ず引き継いでください。

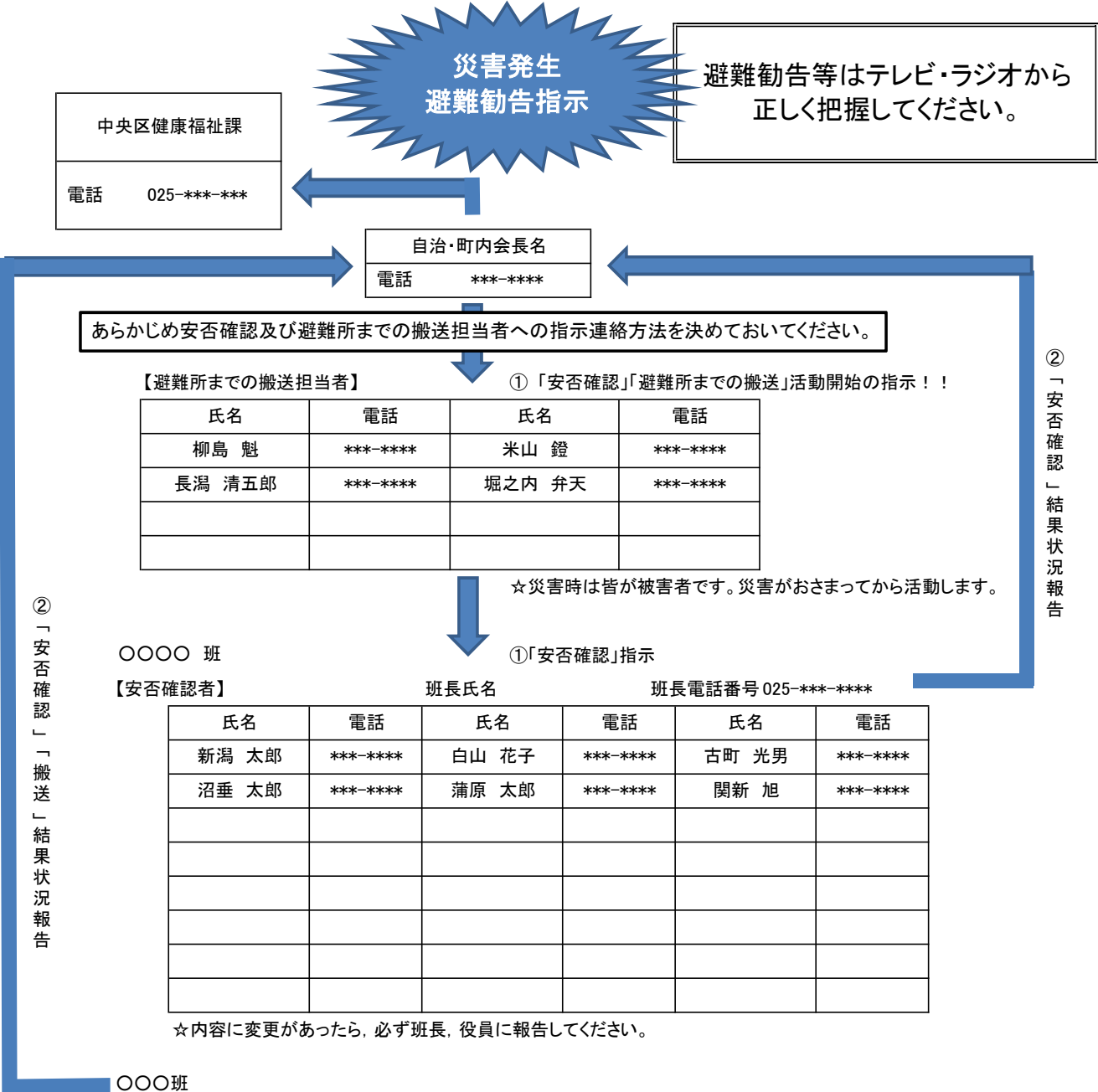
上記資料が不明の場合、区総務課へ相談してください。

注2 住民の異動がある場合は必ず班長（組長）および自治・町内会長に連絡をもらい、
適宜名簿に反映してください。（住所変更、避難所までの搬送を希望するなど。）

3 体制図

〇〇〇 自治会
町内会

災害時(地震・津波時)
「安否確認」「避難所までの搬送」と「緊急連絡網」



②「安否確認」結果状況報告

②「安否確認」「搬送」結果状況報告

【避難所までの搬送者】 ☆日ごろから近所の皆さんにも支援をお願いしてください。

氏名	電話	緊急連絡者氏名	電話	続柄	搬送担当者氏名	電話	(班)協力者氏名	電話
万代 二郎	***-****	万代 橋子 〇〇市〇〇町	***-****	子	(正) 柳島 魁	***-****	東堀 太郎	***-****
					(副) 米山 鎧	***-****	西堀 三郎	***-****
新堀 雪子	***-****	柳 都子 △△市△△町	***-****	子	(正) 長潟 清五郎	***-****	本間 月夫	***-****
					(副) 堀之内 弁天	***-****	関屋 信濃	***-****
					(正)			
					(副)			
					(正)			
					(副)			

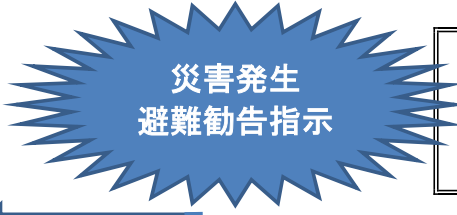
☆内容に変更があったら必ず、自治・町内会長、役員に報告してください。

次ページに参考書式がありますので
ご活用ください。

- 一時避難場所(区・自治・町内会で決めた一時避難場所)
- 避難所(区指定の避難場所)
- 非常時連絡先 消防(救急) 119番 警察 110番

自治・町内会名などを記入

災害時(地震・津波時)
「安否確認」「避難所までの搬送」と「緊急連絡網」



避難勧告等はテレビ・ラジオから正しく把握してください。

中央区健康福祉課
電話

電話

あらかじめ安否確認及び避難所までの搬送担当者への指示連絡方法を決めておいてください。

【避難所までの搬送担当者】 ①「安否確認」「避難所までの搬送」活動開始の指示！！

氏名	電話	氏名	電話

☆災害時は皆が被害者です。災害がおさまってから活動します。

②「安否確認」結果状況報告

班

【安否確認者】 ①「安否確認」指示
班長氏名 班長電話番号

氏名	電話	氏名	電話	氏名	電話

☆内容に変更があったら、必ず班長、役員に報告してください。

②「安否確認」「搬送」結果状況報告

〇〇〇班

【避難所までの搬送者】 ☆日ごろから近所の皆さんにも支援をお願いしてください。

氏名	電話	緊急連絡者氏名	電話	続柄	搬送担当者氏名	電話	(班)協力者氏名	電話
					(正)			
					(副)			
					(正)			
					(副)			
					(正)			
					(副)			
					(正)			
					(副)			

☆内容に変更があったら必ず、自治・町内会長、役員に報告してください。

- 一時避難場所(区・自治・町内会で決めた一時避難場所)
- 避難所(区指定の避難場所)
- 非常時連絡先 消防(救急) 119番 警察 110番

III 公 助

III
公 助

緊急告知FMラジオ購入補助制度

事業・制度名	概要	要件等	担当課	問い合わせ先
緊急告知FMラジオ	<p>電源が入っていない状態でも緊急信号を受信すると、自動的に起動して最大音量で新潟市の緊急情報を伝達します。</p> <p>新潟市では、災害発生時において、地域の方々が協力して避難していただくことを目的に、自治会・町内会、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員などの地域防災の核となる方に対して、緊急告知FMラジオを貸与しています。</p> <p>また、平成28年度から本ラジオの一般販売にあわせ購入費の一部を補助しています。</p>	<p>①75歳以上のみの世帯 ②身体障害者手帳所持者で、視覚障がい1級または2級（個別等級）の人</p>	危機管理防災局 危機対策課	025-226-1143

住宅・建築物の耐震対策に関する支援制度

事業・制度名	概要	要件等	担当課	問い合わせ先
家具転倒防止工事補助	地震時の家具の転倒による居住者の安全を確保するために、高齢者のみの世帯・障がい者等が居住する世帯の住宅について、家具転倒防止工事を行う費用の一部を補助します。	高齢者のみの世帯・障がい者等居住世帯		
木造住宅耐震診断士派遣事業	木造戸建て住宅の所有者が住宅の耐震診断（※1）を実施するにあたり、新潟市に登録された木造住宅耐震診断士（※1）を派遣します。	個人所有の木造戸建て住宅（2階建て以下・500㎡以下）で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの（過半が住宅であるもの）		
新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度（耐震設計）	<p>新潟市の制度による耐震診断の判定に基づき、上部構造の評点が1.0未満（倒壊の可能性がある）のものを1.0以上（一応倒壊しない）や1.5以上（倒壊しない）とするための設計をいいます。</p> <p>なお、「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」により、平成20年3月31日以前に旧耐震診断法で耐震診断を行った住宅については、同診断法による総合評点が1.0未満であるものを1.0以上にするための設計も、この耐震設計となります。</p>	市制度による耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅（耐震診断士が耐震設計を行うもの）	建築行政課	025-226-2841
新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度（耐震改修工事）	耐震設計に基づき、木造戸建て住宅の耐震改修工事等を実施するにあたり、費用の一部を助成します。	市制度による耐震設計に基づく耐震改修工事（住宅全体の上部構造評点を1.0以上とし、耐震診断士が工事監理を行うもの）		
木造住宅建替え耐震化工事補助制度	耐震診断の結果に基づき、木造戸建て住宅の建替え工事を実施するにあたり、費用の一部を助成します。	市制度による耐震診断の上部構造評点が1.0未満の住宅の建替え耐震化工事		
耐震シェルター・防災ベッド設置補助	地震による家屋の倒壊等から居住者の安全を確保するために、高齢者のみの世帯・障がい者等が居住する世帯の住宅について、耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を補助します。	市制度による耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅で、高齢者のみの世帯・障がい者等居住世帯		

自主防災組織に関すること

防災訓練の助成

市では、自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が実施する防災訓練に必要な資機材・経費の一部を補助します。

事業・制度名	概要	要件等	担当課	問い合わせ先
自主防災組織 結成助成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治・町内会や防災会の名前の入った防災のぼり旗を1自治・町内会につき2本提供いたします。 2. 防災資機材（メニューから選択）を組織の規模に応じて提供いたします。 	組織の結成届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、1組織につき1回を限度として助成します。	中央区 総務課 (安心安全係)	025-223-7064
自主防災組織 活動助成金	<p>防災訓練のために要した経費や活動に供する資機材の購入費に対し、4分の3の額の助成金を支給いたします。 (例) チラシのコピー代、消火器薬剤の詰替え代、ヘルメット等資機材の購入代など</p> <p>また、新潟市が推奨する訓練を行った組織には、通常の活動助成金に加え、10,000円増額して助成金を支給いたします。</p>	<p>防災訓練参加人員数に応じて1組織につき年度1回、助成限度額の範囲内で助成する。 ただし、複数自治・町内会での合同訓練と単自治・町内会での訓練を1回ずつ計2回行った組織にはそれぞれの訓練毎に年度1回ずつ計2回助成する。</p>		
自主防災組織 防災土育成助成	<p>自主防災組織の中からリーダーにふさわしいと推薦された方が防災士資格取得の際に負担する費用の一部を助成します。</p>	<p>防災士研修講座の受講料 防災士資格取得試験受験料 防災士認証登録料</p> <p>30,000円を限度額とし、上記の経費の2分の1の額を助成いたします。</p>		

その他

新潟市応急排水ポンプ維持管理費助成金、雨水浸透ます・貯留タンク設置の助成金、自動体外式除細動器（AED）設置事業補助金などの助成制度等があります。

IV 総括とまとめ

1 分析の総括

今回の調査結果から、多くの自治・町内会が災害時の地域での助け合いに関心をもち、自分たちの地域での緊急連絡網の必要性を感じていることがわかる。実際に地震や津波の際の一時避難所を取り決めている団体は70%にのぼり、住民の関心の高さを示している。同時に、今回の調査から課題もいくつか見つかった。

まず、災害時の安否確認や避難について関心は高いが、実際にさまざまな情報が自治・町内会内部で共有されてない問題がある。2割程度の自治・町内会長は「災害時要援護者申請・登録制度」自体を知らないと回答している。特に、要援護者名簿を受け取っているにもかかわらず、そのうちの1割が名簿の存在を知らないと答えている。「災害時要援護者避難支援マニュアル（中央区版）」の存在について知らないとの回答は3割とさらに増加している。これらのことから、自治・町内会によっては役員での情報の共有や引き継ぎに何らかの問題があることがわかる。

次に、情報は得ていても、それを実施するとなると、なかなか取り組みがすすまないという現状がある。マニュアルの存在は知っていても実際に安否確認の体制づくりに取り組んでいる自治・町内会は3割程度にとどまっている。住民全員の緊急連絡網があると良いと思う団体は8割弱いるが、実際に作成している自治・町内会は2割程度しかない。防災対策に関心はあるがどうしてよいかわからない、という自治・町内会長が多いのではないか。

今回の調査は、自主防災組織を結成しておらず、「災害時要援護者名簿」や「災害時要援護者避難支援マニュアル」を配布されていない団体も調査対象に含まれた。それらの団体では、災害時要援護支援の認知度も低く、一時避難所も取り決めていないところが多いという結果が出たが、住民全員の安否確認が必要だという声は、自主防災組織がある自治・町内会と同じぐらいに高かった。これらの団体が防災対策に遅れをとっているのは大いに問題である。自主防災組織がない自治・町内会にも「安否確認」や「避難支援の取り組み」がすすめられるような情報提供や援助が必要であろう。

災害時には住民全員の安否確認をすべきという意見が6割と過半数を占めていること、また住民全員の緊急連絡網整備については8割が賛成していること、これらを見ると、災害時の安否確認や避難についてはただ災害弱者といわれる人だけの問題ではなく、まさに地域住民全員の問題である、という意識がうかがえた。

自主防災組織があるところも、ないところも、元気で歩ける人も困難を抱えている人も、助け合おう。そういう意識があらためてうかがえる結果となった。なかなか取り組みがすすんでいない現状を踏まえ、取り組みを促すような工夫や助成の仕組みが必要と思われた。

2 まとめ

阪神淡路大震災以降、多くの地震災害に見舞われる中、もっとも地域を把握している自治・町内会にさまざまな期待が寄せられるようになった。実際、中越地震や中越沖地震の際、避難する時も避難後の生活でも、家族、親戚、隣近所が支えとなったこと、もともと町内会活動が活発な地域ほど、地震後の隣近所の支え合いも活発だったということが調査から分かっている。災害への対応は、まさに生活や暮らしに関わるものであるため、職場での関係よりもむしろ昔ながらの地縁血縁関係が重要となる。この経験をふまえ、行政も「自主防災組織」の結成、「災害時要援護者支援体制」の整備等、「共助」を促す取り組みをすすめてきた。

しかし、行政により整備されてきたこの「共助」の体制は、地域社会を生きる住民の視点からは、わかりにくい、難しい、現実に即していないといった困難さがあるのではないか。それぞれの地域にあった取り組みを促すには何が必要か。このような問題意識にもとづき、特に、災害時の「安否確認」や「要援護者支援体制」づくりをめざして今回の調査を行った。

この課題に取り組むにあたり、特にわれわれの間で議論をよぶことになったのが、プライバシーの問題であり、個人情報の共有についてである。「災害時要援護者名簿」について、日々、状況が変わるのに、名簿の更新がそれに追いつかない、その労力をどうするか。また誰が名簿を管理するのかどこまで開示するのか。

そのたびに、結局のところは、日ごろからのつきあいが大事なのだという原点に立ち返ることになった。「むこう三軒両隣」という考えが「共助の基本」である。自治・町内会のつながりが強い地域ほど防災対策がすすんでいる。個人のプライバシーの問題も日ごろのつきあいの中で対処されている。

逆に考えれば、防災に取り組むことをてこにして、地域のつながりを結び直すということも可能だろう。そのためにも、それぞれの自治・町内会で「住民全員の安否確認の体制」、「要援護者支援の体制」づくりをすすめていくことには大きな意義があると考えます。

以上のことから、次の事項について市（区）の関係部署との協議・調整が必要と考えます。

- ① 自主防災組織がなく、資料の提供も受けられない自治・町内会が75団体ある。その自治・町内会へも、資料の提供をしてください。
- ② 市（区）保有の「新潟市災害時要援護者名簿登録申請書」にある「緊急時の連絡先」を自治・町内会に提供してください。
- ③ 災害時要援護者避難支援体制の構築には、大きな労力と時間、経費が必要になるため、支援体制を構築する自治・町内会に対し経費面での支援をお願いします。

おわりに

中央区自治協議会「人にやさしい暮らしのまち部会」では「だれもが住みやすく楽しく暮らせるまちづくり」実現に向け「地域コミュニティを活性化する手段としての防災活動」をテーマとして、「自助」、「共助」、「公助」について2ヶ年事業として取り組んできました。

平成28年度は『災害時（地震・津波等）における「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」づくりの手引き』作成のため、調査・検討を重ね手引き書を作成し、512の自治・町内会長様に届けさせていただくに至りました。

大規模災害が発生しないことを願いつつ、災害に備える“心”こそが大切なことと考えます。

そのためには常日頃から隣人同士“挨拶を交わし”お互い“声を掛け合い”また、“新聞、手紙などが留まっていないか”、“電灯がつけっぱなしになっていないか”、“消えっぱなしになっていないか”など気配りが重要なポイントとなります。

みなさんで話し合い、できることから始めてみてください。

「自分の命は自分で守り」かつ「みんなで地域を支え合ってください」

最後に、ご多忙中にもかかわらず、アンケート調査にご協力いただきましたことをこころより感謝お礼申し上げます。

災害時(地震・津波等)における
「安否確認」「避難所までの搬送」「緊急連絡網」つくりの手引き(調査報告)

発行日 平成29年3月
発行 新潟市中央区自治協議会 人にやさしい暮らしのまち部会
田村勝義(座長)、渡部一成(副座長)、杉原名穂子(副座長)、高橋廣光、
加藤素三、中村昌雄、本間之子、川崎ツキ子、志賀美千代、三條澄、菊地弘隆、
水品仁一、津田圭子、長谷川和子、本間伸子、南雲保子、井上基之

事務局 新潟市中央区役所地域課
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL:025-223-7023 FAX:025-223-3660
E-mail:chiiki.c@city.niigata.lg.jp
URL:<http://www.city.niigata.lg.jp/>

調査協力 中央区内の自治会・町内会の皆様